

子育て世帯の家計を応援します

児童手当が拡充します

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。



(24年10月から)

これまで

主な生計者の年収960万以上1200万円未満の場合、児童手当（月額）5千円
 主な生計者の年収1200万円以上の場合、児童手当（月額）0円

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降 1.5万円
	0歳～3歳未満	1.5万円	
	3歳～小学生	1万円	
	中学生	1万円	

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降 3万円 <small>※多子加算の カウント方法を見直し</small>
	0歳～3歳未満	1.5万円	
	3歳～小学生	1万円	
	中学生	1万円	
	高校生	1万円	

出産等での経済的負担を軽減します



Step.1 出産育児一時金の増額



Step.2 出産費用（正常分娩）の保険適用を含め、出産に関する支援等の更なる強化の検討

医療費等の負担を軽減します

制度見直しで地方自治体の医療費等の負担軽減を図ります。



大学等にかかる教育費負担を軽減します

貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、年収要件等を緩和します。（24年度から）

※減額返還制度とは、経済的な理由等により当初の返還月額での返還が難しい場合、返還期間を延長し、返還月額を減額して返還することができる制度です。

これまで
本人年収目安
325万円以下

本人年収目安
400万円以下
であれば利用可能に
こども2人世帯 500万円以下
こども3人以上世帯 600万円以下

減額返還制度の対象拡大



所得連動返還方式

また、所得連動返還方式を利用している人については、返還額算定のための所得計算の際、こども1人につき33万円を控除します。（24年の所得から適用）

所得に応じた月額で返還
 例 年収：200万円 ▶ 月額：約 4,700円
 年収：400万円 ▶ 月額：約 13,500円
 返還額の算定時
こども1人につき
33万円
所得控除

減額返還制度

詳しくはこちら



授業料等減免・給付型奨学金（返還不要）の対象を拡大します。

扶養するこどもが3人以上の多子世帯や、理学・工学・農学の私立大学等に進学する学生を対象に、世帯年収600万円程度（目安）まで対象を拡大します。（24年度から）

こどもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、家庭の負担する大学授業料等が2人分以下となります。（25年度開始）



授業料等減免
給付型奨学金

詳しくはこちら



「授業料後払い制度」を大学院生（修士段階）を対象に導入します。（24年度から）

※「授業料後払い制度」は、在学中は授業料を納付せず、卒業後の年収に応じて納付ができる制度です。

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。

スキルアップを応援します

教育訓練給付について、**給付率を拡充**します。(◇24年度から)

さらに、訓練期間中の生活を支えるための**新たな給付や融資制度を創設**します。(◇25年度中開始へ)



詳しくはこちら



年収の壁を意識せずに働きやすく

社会保険（厚生年金・健康保険）の適用対象がさらに広がり、
出産手当金の支給や、老齢年金の充実など
メリットが受けられる方が増えます。

2022.10～

従業員**101人**
以上の勤め先

2024.10～

従業員**51人**
以上の勤め先

詳しくはこちら

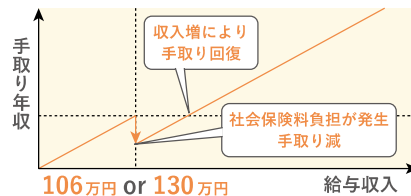


「年収の壁・支援強化パッケージ」実施中

23年
10月から

パート・アルバイトの方がいわゆる
106万円・130万円の壁を意識せずに
**希望通り働くことのできる
環境づくりを後押し**しています。

〈手取り年収の変化イメージ〉



●従業員100人超企業に
週20時間以上で勤務する場合
「106万円の壁」
加入制度：厚生年金・健康保険

●上記以外の場合
「130万円の壁」
加入制度：国民年金・国民健康保険

詳しくはこちら



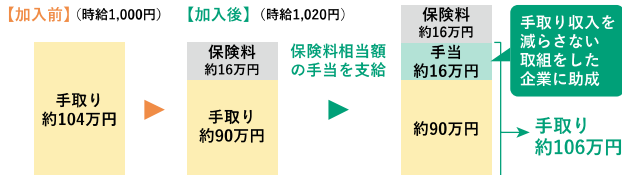
106万円の壁

これまで
年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入
(保険料負担が生じる)

厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入が減らないよう取組をした事業主に助成

〈活用イメージ〉

時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合



保険料は、厚生年金・健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

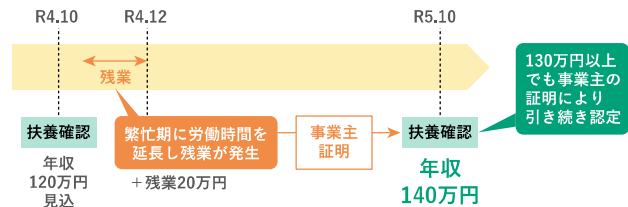
130万円の壁

これまで
年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入
(扶養から外れ保険料負担が生じる)

収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を
証明することで、引き続き被扶養者認定が可能
※連続して2年まで

〈事業主の証明による被扶養者認定の円滑化〉

毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



住まいの支援

子育て環境の優れた公営住宅への優先入居のほか、
空き家の改修、サブリースの促進等によって、
子育て世帯に適した住宅を、
今後10年間で30万戸確保。



子育て世帯へ
今後10年間で
30万戸確保!

「フラット35」の金利負担が軽くなります

(24年2月13日から)

【フラット35】子育てプラス

- 子供の人数等に応じて**金利引下げ**
- 金利引下げ幅を**最大年▲1.0%に拡充**

詳しくはこちら

